

習志野市遺贈及び相続財産に係る寄附受入取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、習志野市に対する寄附のうち、遺贈及び相続財産に係るもの(以下「寄附等」という。)について、習志野市まちづくり応援寄附条例(平成20年条例第22号。以下「条例」という。)及び習志野市まちづくり応援寄附条例施行規則(平成20年規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(寄附等の種類)

第2条 寄附等の種類は、現金とする。

(受入可否の決定)

第3条 市長は、規則第2条第1項の寄附申出書により遺贈の申出があった場合は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該遺贈を受け入れるものとする。

- (1) 公正証書遺言による遺贈であること。
- (2) 特定遺贈であること。
- (3) 遺言執行者が決定している遺贈であること。
- (4) 遺贈の額が遺留分減殺請求分を除いた額であること。
- (5) 負担付遺贈でないこと。
- (6) 遺贈が係争の原因となるおそれがないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令の制限その他制約がないこと。

2 市長は、規則第2条第1項の寄附申出書により相続財産に係る寄附の申出があった場合は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該寄附を受け入れるものとする。

- (1) 寄附の額が遺留分減殺請求分を除いた額であること。
- (2) 負担付寄附でないこと。
- (3) 寄附者が相続権のない第三者でないこと。
- (4) 寄附が係争の原因となるおそれがないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令の制限その他制約がないこと。

(寄附の受領)

第4条 市長は、寄附等を受け入れたときは、寄附者に対し、寄附金受領証明書を交付するものとする。ただし、寄附者が交付を希望しない場合は、この限りでない。

(感謝状等)

第5条 市長は、感謝状等を寄附者に贈呈するものとする。ただし、寄附者から感謝状等の贈呈を辞退する旨の意思表示があった場合は、この限りでない。

(公表)

第6条 市長は、寄附者の氏名、住所、条例第4条第1項又は第2項の規定により指定された基金等を公表するものとする。ただし、寄附者の同意が得られない場合は、この限りでない。

(受入事務の所管)

第7条 寄附等の受入れに係る事務は、条例第4条第1項又は第2項の規定により指定された基金に関する事務の担当課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年1月10日から施行する。